参考資料４

富山県食品ロス･食品廃棄物削減推進県民会議　設置要綱

（設置）
第１条　県民、事業者や消費者の関係団体、行政などが一丸となって食品ロス・食品廃棄物の削減に取り組む機運の醸成を図り、全県的な食品ロス・食品廃棄物削減の運動を展開していくため、富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

（所管事務）
第２条　県民会議の所管事項は、次のとおりとする。
（１）　食品ロス・食品廃棄物削減に関する取組みの検討及びその推進に関すること。
（２）　食品ロス・食品廃棄物削減に関する情報交換及び情報提供に関すること。
（３）　県民や事業者に対する食品ロス・食品廃棄物削減の普及啓発に関すること。
（４）　その他県民会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織及び委員）
第３条　県民会議の委員は、学識経験者、事業者、消費者団体及び行政機関の代表者等のうちから知事が委嘱する。
２　委員の任期は２年とする。
３　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（特別委員）
第４条　必要な意見を聴くため、推進会議に、特別委員を置く。
２　特別委員は、知事が委嘱する。

（会長及び副会長）
第５条　県民会議に会長１名、副会長１名を置く。
２　会長は、富山県知事をもって充てる。
３　副会長は、会長が指名し、会長を補佐する。
４　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長又は委員のうちあらかじめ会長が指名した者が、その職務を代理する。

（専門部会）
第６条　県民会議に、特定の事項を検討させるため、専門部会を置くことができる。
２　専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（会議）
第７条　県民会議は、必要に応じ知事が召集する。
２　会議の議事進行は、会長又は会長が指名したものが行う。
３　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、富山県農林水産部長が、会議を進行する。

（事務局）
第８条　事務局は、富山県農林水産部農産食品課に置く。

（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営について必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年５月８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年１１月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年６月１８日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。